

議案第 28 号

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例について

北名古屋市医療費支給条例（平成 18 年北名古屋市条例第 116 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費の支給要件の拡大に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

## 北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、就学児の通院については、当該医療保険自己負担額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を医療費として支給する。ただし、当該医療が行われた日の属する年度分（当該医療が行われた日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分とする。）において、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない世帯及び均等割のみを課される世帯に限り、当該医療保険自己負担額の全額を医療費として支給する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北名古屋市医療費支給条例第8条第2項の規定は、平成24年8月1日以降に行われた医療に関する支給について適用し、同日前に行われた医療に関する支給については、なお従前の例による。